

2025年8月27日
阪急バス株式会社

乗合運送約款及びICカード関係規程の一部変更について

標記規定の一部を変更いたします。

記

1. 変更する規程

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款
IC証票取扱規則
hanica 取扱規則

2. 変更の効力発生日

2025年9月1日

3. 変更の内容

別紙 新旧対照表のとおり

以上

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 新旧対照表（2025年9月1日変更）

：変更箇所

変更後	変更前
<p>(乗越し)</p> <p>第29条 旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い、既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。</p> <p>一 定期乗車券（ICカード定期乗車券を除く）、定期回数乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金</p> <p>二 <u>ICカード定期乗車券として発売する通勤定期乗車券及び通学定期乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃とその所持するICカード定期乗車券の券面表示の有効区間運賃額との差額（但し、乗車停留所及び降車停留所のいずれか、もしくは両方が定期乗車券を利用できない停留所のときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。）</u></p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 団体乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する団体旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額</p> <p>五 <u>第一号から第四号までの乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額</u></p>	<p>(乗越し)</p> <p>第29条 旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い、既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。</p> <p>一 定期乗車券（<u>通学定期乗車券、通勤通学定期乗車券、ICカード定期乗車券として発売する通勤定期乗車券</u>を除く）、定期回数乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金</p> <p>二 <u>ICカード定期乗車券として発売する通勤定期乗車券を所持する旅客については、乗車する区間ににおいて、乗車する停留所から券面表示の区間を超えて乗車した場合と降車する停留所から券面表示の区間を超えて乗車する場合を比較（但し、券面表示の区間が旅客の乗車した区間の初乗り運賃額に満たない場合を除く）して低額となる券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金</u></p> <p>三 <u>通学定期乗車券及び通勤通学定期乗車券を所持する旅客については、当社線における初乗り運賃最低額（100円バス等の特殊運賃は除く）</u></p> <p>四 団体乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する団体旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額</p> <p>五 <u>前2号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額</u></p>

IC証票取扱規則 新旧対照表（2025年9月1日変更）

: 変更箇所

変更後	変更前
(使用上の制限事項)	(使用上の制限事項)
<p>第17条 使用者が記名式であるIC証票（以下「記名式IC証票」という。）は、当該IC証票の記名人以外の旅客が使用することはできません。また、使用者が記名式でないIC証票（以下「持参人式IC証票」という。）は当該IC証票を持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2 1回の乗車につき、2枚以上のIC証票を同時に使用することはできません。<u>また、IC証票は、他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、旅客がプリペイドサービスを利用する場合であって、IC証票（第6項及び別表5に規定のIC証票を除く）内のS Fが当該乗車区間の運賃に満たない場合は、次の各号に定めるいづれかにより、当該不足額を支払うことができます。</u></p> <p><u>(1) 現金</u></p> <p><u>(2) 旅客からの申し出があった場合に限り、当該乗車の際に使用したIC証票以外のIC証票（ただし、1枚に限り、第6項及び別表5に規定のIC証票を除く）から、第14条の規定にかかわらず当社の乗務員が金額精算処理のうえ減額して收受する運賃</u></p> <p><u>(3) 旅客から申し出があった場合に限り、hanica取扱規則第7条第3項第四号の規定に拠り、hanicaから当社の乗務員が金額精算処理のうえ減額して收受する運賃</u></p> <p>3 削除</p> <p>4 旅客がIC証票を使用して乗車した場合は、当該IC証票以外の乗車券等で降車することはできません。<u>（ただし、第2項各号の場合を除く）。</u></p> <p>5～6 省略</p>	<p>第17条 使用者が記名式であるIC証票（以下「記名式IC証票」という。）は、当該IC証票の記名人以外の旅客が使用することはできません。また、使用者が記名式でないIC証票（以下「持参人式IC証票」という。）は当該IC証票を持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2 1回の乗車につき、2枚以上のIC証票を同時に使用することはできません。</p>
<p>第23条 当社は、<u>旅客が第14条の規定により当社線を利用する際にポストペイサービスにより支払う運賃（以下「ポストペイ普通運賃」という。）</u>に対して適用条件を定めた所定の運賃（以下「1ヶ月定額型サービス」という。）を適用します。ただし、運送約款第25条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。</p> <p>2 <u>当社は、旅客が第14条の規定によらず当社グループ線を利用する際にポストペイサービスにより支払う運賃</u>に対して、当社は1ヶ月定額型サービスを適用しません。</p> <p>3～7 省略</p>	<p>第23条 当社は、<u>ポストペイ普通運賃</u>に対して適用条件を定めた所定の運賃（以下「1ヶ月定額型サービス」という。）を適用します。ただし、運送約款第25条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。</p> <p>2 <u>ポストペイ減額運賃</u>に対して、当社は1ヶ月定額型サービスを適用しません。</p> <p>3～7 省略</p>

hanica取扱規則 新旧対照表（2025年9月1日変更）

：変更箇所

変更後	変更前
<p>(使用方法)</p> <p>第7条～2 省略</p> <p>3 旅客が降車する際に、hanica の SF 残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を收受します。</p> <p>(1) hanica にバス車内でチャージのうえ、hanica の SF から当該乗車区間の運賃を收受します。</p> <p>(2) <u>当該乗車区間の運賃額から hanica の SF 残額を減算した差額を、不足分として現金等で收受します。</u></p> <p>(3) <u>旅客から当社の乗務員へ申し出があった場合に限り、当該乗車区間の運賃額から hanica の SF 残額を減算した差額を、不足分として当社で利用可能な IC カード（hanica を除く）で收受します。この場合の取り扱いは、IC 証票取扱規則第17条第2項第二号の規定に拠ります。</u></p> <p>(4) <u>旅客から当社の乗務員へ申し出があった場合に限り、当該乗車区間の運賃額から hanica の SF 残額を減算した差額を、不足分として当該乗車の際に使用した hanica 以外の hanica（ただし、1枚に限る）から、第1項の規定にかかわらず当社の乗務員が金額精算処理のうえ減額して收受します。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>(使用方法)</p> <p>第7条～2 省略</p> <p>3 旅客が降車する際に、hanica の SF 残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を收受します。</p> <p>(1) hanica にバス車内でチャージのうえ、hanica の SF から当該乗車区間の運賃を收受します。</p> <p>(2) <u>旅客から当社の乗務員への申告により、hanica の SF 残額と、当該乗車区間の運賃額から hanica の SF 残額を減算した差額を不足分として現金等で收受します。ただし、hanica 以外の当社で利用可能な IC カードを使用して、不足分の運賃額を支払うことはできません。</u></p> <p>4 省略</p>
<p>(制限事項等)</p> <p>第11条 第7条第3項第三号及び第四号の場合を除き、1回の乗車につき、当社で利用可能な IC カード（hanica を含む）を同時に使用することはできません。</p> <p>2 hanica を <u>当社で利用可能な IC カード（hanica を含む）</u> と重ねて読み取り機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ず hanica 1枚のみを読み取り機にタッチするものとします。</p> <p>3 hanica を <u>当社で利用可能な IC カード（hanica を含む）</u> と重ねて読み取り機にタッチし、当該 IC カードから運賃が收受された場合、当社はその責を負いません。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(制限事項等)</p> <p>第11条 1回の乗車につき、2枚以上の hanica を同時に使用することはできません。また、1回の乗車につき、hanica と当社で利用可能な hanica 以外の IC カードを同時に使用することはできません。</p> <p>2 hanica を <u>hanica 以外の当社で利用可能な IC カード</u> と重ねて読み取り機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ず hanica 1枚のみを読み取り機にタッチするものとします。</p> <p>3 hanica を <u>hanica 以外の当社で利用可能な IC カード</u> と重ねて読み取り機にタッチし、当該 IC カードから運賃が收受された場合、当社はその責を負いません。</p> <p>4～6 省略</p>

hanica取扱規則 新旧対照表 (2025年9月1日変更)

変更後				変更前				
別表5 (第30条関係)				別表5 (第30条関係)				
〔阪急バスで利用可能な阪神バス hanica 定期券〕				〔阪急バスで利用可能な阪神バス hanica 定期券〕				
阪急バスでの利用可否		阪急バスの運賃区間		阪急バスでの利用可否		阪急バスの運賃区間		
阪神バスの hanica 定期券種		250円	260円～	阪神バスの hanica 定期券種		～230円	240円	
通勤／通学	250円区(阪神バス全線)	○	×(注)	(注) 乗り越しの取り扱いは別途規定する	240円区(阪神バス全線)	○	○	
通学学期	阪神スクールバス 250	○	×(注)			×	×	
高齢者	はんしんグランドバス 70	○	○	〔阪急バスで利用可能な阪急バス hanica 定期券〕				
阪急バスでの利用可否		阪急バスの運賃区間		阪急バスでの利用可否		阪急バスの運賃区間		
阪急バスの hanica 定期券種		全線 (250円)	尼崎交通 事業振興	阪急バスの hanica 定期券種		全線 (240円)	神戸特区 (230円)	
通勤	～240円区	×	×	通勤	～220円区		×	
通学	250円区～	○	○		230円区		○	
通学学期	阪急スクール バス	200	×	×	240円区～		○	
		230	×	×	通学学期	阪急スクール バス	×	
		250	○	○		230	×	
		380	○	○		250	○	
		630	○	○		380	○	
		フリー	○	○		630	○	
		はんきゅうグランドバス 70	○	○		フリー	○	
高齢者	はんきゅうグランドバス 70	○	○	高齢者	はんきゅうグランドバス	○	○	